

「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめについて

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④開催状況・今後のスケジュール

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ（案））、5月28日：中間とりまとめ公表
（以降、関係審議会での議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

（女性・高齢者の活躍）

（前略）身寄りのない高齢者等への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの実効性確保など独居高齢者に対する政府横断的な対応を行う。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた 令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体								
①市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の質の向上に向け、目標、評価指標設定、プロセス、実施状況評価、見直し方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table><tr><td>①</td><td>市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。</td></tr><tr><td>②</td><td>市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr><tr><td>③</td><td>②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。</td></tr><tr><td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr></table>	①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。	②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。									
②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。									
③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									
②地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	地域住民主体の活動や、当該活動と専門性のある支援体制の連携・協働の促進に向け、事例収集・効果的な支援方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table><tr><td>①</td><td>住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。</td></tr><tr><td>②</td><td>①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。</td></tr><tr><td>③</td><td>②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。</td></tr><tr><td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr></table>	①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。	②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。	③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	全国コミュニティライフサポートセンター（CLC） ※総務省、全世代型社会保障構築本部事務局と協働で実施
①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。									
②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。									
③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									

6

参考資料 (令和7年4月24日福祉部会資料(抜粋))

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所(R7年度予定))

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

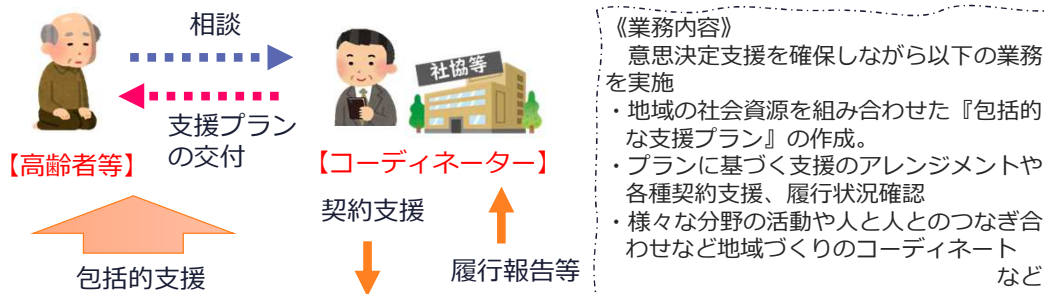
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

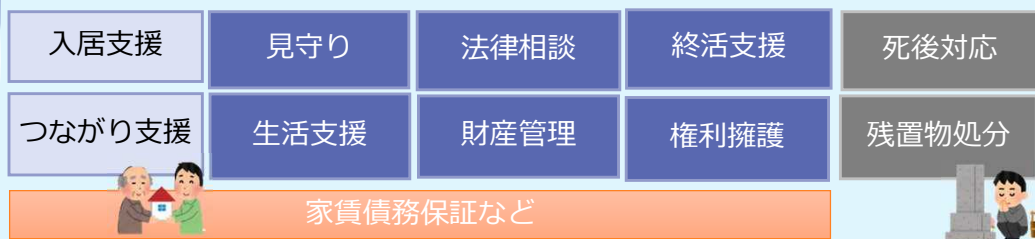
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

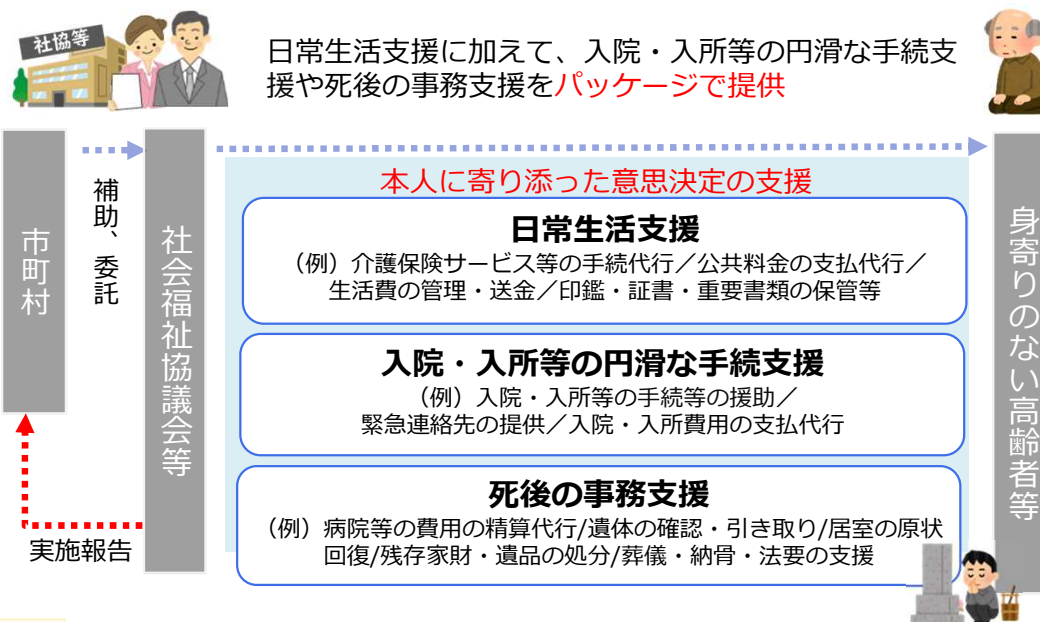


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組**を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
－ 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－ 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進